ホ　高さ　平均水面上から灯火まで七・八メートル
ヘ　設置場所　本灯の南南西方約六〇メートル
二　新日鐵住金株式会社大分製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　大分港新日本製鐵主原料シーバース灯
位置
所在地　大分県大分港（大分港鶴崎西防波堤灯台の西方約四・二キロメートル）
北緯　三三―一六―二二
東経　一三一―三七―五九
変更した事項　名称　大分港新日鐵住金主原料シーバース灯
記事　一　附属施設　副灯三個
イ　モールス符号赤光（毎八秒にU（・・―）実効光度四五カンデラ）が本灯の南西方約一四〇メートルに設置してある。
ロ　モールス符号赤光（毎八秒にU（・・―）実効光度一〇〇〇カンデラ）が本灯の南西方約八九〇メートルに設置してある。
二　新日鐵住金株式会社大分製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　大分港新日本製鐵主原料バース指向灯
位置
所在地　大分県大分港（主原料バース桟橋中央）
北緯　三三―一六―〇〇
東経　一三一―三七―三八
変更した事項　名称　大分港新日鐵住金主原料バース指向灯
記事　一　白光は二三三度を中心として幅五度四七分で入港水路を示す。緑光（幅約七度）及び赤光（幅約七度）はそれぞれ水路の左げん側及び右げん側を示す。
二　この指向灯は、船舶が入港する際に点灯する。
三　新日鐵住金株式会社大分製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　製鉄戸畑泊地導灯（前灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（戸畑信号所の西南西方約一・三キロメートル）
北緯　三三―五五―〇二
東経　一三〇―五〇―五七
変更した事項　位置
所在地　福岡県北九州市（戸畑航路導灯（前灯）の西方約一・〇キロメートル）
北緯　三三―五五―〇二
東経　一三〇―五〇―五七
記事　新日鐵住金株式会社八幡製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　製鉄戸畑泊地導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（戸畑信号所の南方約六五〇メートル）
北緯　三三―五五―〇五
東経　一三〇―五一―三六
変更した事項　位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の西南西方約三六〇メートル）
北緯　三三―五五―〇四
東経　一三〇―五〇―四四
記事　新日鐵住金株式会社八幡製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路導灯（前灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（戸畑信号所の南方約六五〇メートル）
北緯　三三―五五―〇五
東経　一三〇―五一―三六
変更した事項　位置
所在地　福岡県北九州市（製鉄戸畑泊地導灯（前灯）の東方約一・〇キロメートル）
北緯　三三―五五―〇五
東経　一三〇―五一―三六
記事　新日鐵住金株式会社八幡製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（前灯から南南西方約三二メートル）
北緯　三三―五五―〇四
東経　一三〇―五一―三五
変更した事項　位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の南南西方約三二メートル）
北緯　三三―五五―〇四
東経　一三〇―五一―三五
記事　新日鐵住金株式会社八幡製鐵所管理
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路第一号灯標
位置
所在地　関門港若松区（戸畑信号所の東北東方約八一〇メートル）
北緯　三三―五五―三四
東経　一三〇―五二―〇八
変更した事項　位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の南東方約二・四キロメートル）
北緯　三三―五五―三四
東経　一三〇―五二―〇八
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路第二号灯標
位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の南南東方約二・六キロメートル）
北緯　三三―五五―一八
東経　一三〇―五一―五五
変更した事項　位置
所在地　関門港若松区（戸畑信号所の東南東方約五一〇メートル）
北緯　三三―五五―一八
東経　一三〇―五一―五五
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路第三号灯標
位置
所在地　関門港若松区（戸畑信号所の東南東方約五一〇メートル）
北緯　三三―五五―一八
東経　一三〇―五一―五五
変更した事項　位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の南東方約二・四キロメートル）
北緯　三三―五五―一八
東経　一三〇―五一―五五
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十月一日

名称　戸畑航路第四号灯標
位置
所在地　関門港若松区（戸畑信号所の東方約一七〇メートル）
北緯　三三―五五―二七
東経　一三〇―五一―四五
変更した事項　位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の南南東方約二・二キロメートル）
北緯　三三―五五―二七
東経　一三〇―五一―四五
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十月一日

**○海上保安庁告示第七号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十五年一月十日
海上保安庁長官　北村　隆志

名称　伊豆網代港北防波堤灯台
位置
所在地　静岡県網代港（北防波堤外端）
北緯　三五―〇二―五九
東経　一三九―〇五―二一
変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十四年十一月三十日

名称　四日市港防波堤灯台
位置
所在地　三重県四日市港第一区（防波堤外端）
北緯　三四―五六―四四
東経　一三六―三九―四七
変更した事項　灯質　群明暗緑光　明三秒暗一秒明一秒暗一秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十四年十一月三十日